

雫石町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査を令和3年5月28日から6月21日の期間で実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月5日

雫石町監査委員	小田	純治
同	階	研太

財政援助団体等監査報告書

第1. 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は令和2年度中に当町が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び、公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

1. 財政援助団体

- (1) JA新岩手しずくいし地域営農推進協議会
 - ・地域営農推進事業費補助金
- (2) 網張ビジターセンター運営協議会
 - ・網張ビジターセンター運営協議会負担金

2. 公の施設の指定管理者

- (1) 「しずくいしアグリリサイクルセンター」の指定管理者
新岩手農業協同組合 代表理事組合長 畑中 新吉
- (2) 「雫石銀河ステーション観光物産センター」の指定管理者
一般社団法人しずくいし観光協会 理事長 松原 久美

第2. 監査期間

令和3年5月28日～令和3年6月21日

第3. 監査実施日

事前書類監査 令和3年5月28日（1日間）
本監査 令和3年6月18日、21日（2日間）

第4. 監査の着眼点

1. 財政援助団体

所管課

- ・補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

団体関係

- ・財政的援助が交付目的に沿って適正に活用され、十分に効果があげられているか。
- ・補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ・補助金等にかかる収支の会計経理は適正か。

2. 公の施設の指定管理者

所管課

- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・事業報告書の点検は適切に行われているか。

指定管理者関係

- ・施設の管理が関係法令や設置目的等に沿って適正に行われているか。
- ・基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- ・施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。

第5. 実施した監査手順

令和3年度財政援助団体等監査実施計画に従い、監査対象団体等に関する調書及び出納その他関係諸帳簿の提出を求め、所管課職員から説明を聴取するとともに、指定管理者の担当者から説明を求めるなど、監査基準に準拠し通常必要とされる監査手続きによって監査した。

第6. 監査の結果

当年度の財政援助団体等監査の結果は、別添資料に記載した「監査の結果」のとおりである。

補助金及び負担金の出納に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるが、会計経理の確認がしづらい処理方法が見受けられたことから、適正性・透明性の確保のため、改善を求められたい。また、今後も補助金交付の目的及び条件に従って事業を実施するよう指導されたい。

公の施設の指定管理者についてもおおむね適正に処理されているものと認められる。ただし、一部不十分な事務処理が見受けられたことから、関係する法令、条例、規則及び要綱等に定める手続き並びに基本協定書、年度協定書及び仕様書に従い、適切な事務処理・施設管理に努められよう指導されたい。

地域営農推進事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

J A新岩手しずくいし地域営農推進協議会 会長 櫻糰 哲也

2 財政援助の目的

当該補助金は、水田利用の高度化と水田農業の生産性の向上を図るため、地域の創意に基づく土地・水利用及び営農の調整を円滑に推進することを目的として、協議会が地域営農推進事業等を行う場合に、その経費に対し補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
2,700,000円	令和3年3月1日	令和3年3月1日	令和3年4月30日

4 監査の結果

当該補助金は、適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

稲作農家へのたい肥購入助成や、J Aの各生産部会に所属する農家に対しての資材購入費助成などにより、耕畜連携の強化や安全安心な産地づくり、地域営農の活性化に効果があると認められた。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

- (1) 地域営農推進協議会名義の通帳を廃止し、協議会への補助金を南部営農経済センターに入金しているが、そのことにより補助金の出入金状況を確認しづらい状況となっている。会計の明確化のため、協議会単独の口座開設を検討されたい。
- (2) 補助金交付申請書を3月1日付けで提出し、3月31日で完了報告しているが、申請時点で事業費は確定していることから、申請方法を補助金交付規則第3条第2項による事業完了後の申請に改めることを検討されたい。

網張ビジターセンター運営協議会負担金

1 財政援助団体の名称及び代表者

網張ビジターセンター運営協議会 会長 中山 広一

2 財政援助の目的

当該負担金は、各種自然ふれあい活動プログラムの企画、運営や網張ビジターセンターの館内展示、情報提供等により、雫石町の自然環境を生かした観光振興を図るため、協議会の運営及び事業経費に対して構成団体である町が負担金を支出するものである。

3 負担金支出額等

負担金支出額	申請年月日	支出決定年月日	支出年月日
3,140,000円	令和2年4月23日	令和2年4月23日	令和2年5月20日

4 監査の結果

当該負担金は適正に支払われ、また事業の目的に沿って活用されたことを確認した。また、各種イベントの開催や情報収集及び提供活動など、所期の目的を達成し、公費負担の効果はあったものと認められる。

コロナ禍にあって、自然豊かな場所など屋外での観光が注目されており、今後も関係団体との連携を図りつつ、雫石町に広がる自然の魅力を発信し、自然と触れ合う機会の提供など積極的に取り組まれない。

「しずくいしアグリリサイクルセンター」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

新岩手農業協同組合 代表理事組合長 畑中 新吉

2 指定管理施設名

しずくいしアグリリサイクルセンター

3 指定管理協定締結期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

4 指定管理による管理の目的

しずくいしアグリリサイクルセンターは、家畜排せつ物の野積みによる水質汚濁や悪臭発生などの環境問題を未然に防止するとともに、家畜排せつ物等の有機物を資源として活用し、継続的な循環型農業の確立を図るため設置された施設であり、新岩手農業協同組合を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

5 指定管理料（令和2年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
13,000,000円	令和2年7月30日	3,250,000円
	令和2年10月30日	3,250,000円
	令和3年1月29日	3,250,000円
	令和3年4月30日	3,250,000円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

令和元年度と比較し、令和2年度は経費削減の努力が窺えることから、今後も継続して経営改善への努力をされるとともに、販売促進に努められたい。

「雫石銀河ステーション観光物産センター」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

一般社団法人しずくいし観光協会 理事長 松原 久美

2 指定管理施設名

雫石銀河ステーション観光物産センター

3 指定管理協定締結期間

平成31年4月1日～令和5年3月31日

4 指定管理による管理の目的

雫石銀河ステーションは、地域の農畜産物等の食材を活用することにより、地産地消を推進するとともに、都市住民との交流を促進し、観光の振興並びに農林業及び地場産業の活性化を図ることを目的として設置された施設である。その建物内にも、観光及び物産振興に関する事業を行うため設置された観光物産センターについても、(一社)しずくいし観光協会を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

5 指定管理料（令和2年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
3,955,000円	令和2年4月30日	988,750円
	令和2年7月30日	988,750円
	令和3年10月30日	988,750円
	令和3年1月29日	988,750円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

雫石銀河ステーション条例施行規則第6条第1項に定める利用料金減免申請書に減免理由・減免金額が記載されていないものが散見されたことから、記入もれがないよう徹底するとともに、同条第3項に規定する利用料金の減免基準に該当するか確認し、適切な処理を行われたい。